



基勞補発第0729001号  
平成14年7月29日

都道府県労働局  
労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局  
労災補償部補償課長  
( 契 印 省 略 )

労災保険における「はり・きゅう及びマッサージ」の施術に係る  
保険給付の取扱いの運用上の留意事項について

標記については、平成14年7月29日付け基発第0729005号通達をもって指示されたところであるが、この運用に当たっては下記の事項に留意し、その取扱いについて遺漏なきを期されたい。

## 記

### 1 改定の趣旨

健康保険におけるはり・きゅう施術の施術期間については、初療の日から6カ月を限度とすることとされていたところであるが、本年6月1日以降においては、個々の傷病の状態に応じて、必要性を十分考慮したうえで、従来の支給期間を超えて支給しても差し支えないこととされたところである。

このため労災保険においても、12カ月を超えた場合の施術を例外なく支給しないとする一律の取扱いは行わないこととしたが、労災保険におけるはり・きゅうの単独施術については、医療と併行して行われる場合とは異なり、治療効果がもはや期待できなくなった段階で実施されるもので、初療の日から12カ月を限度に施術期間を認めることを相当とする労災医療専門家会議の報告に基づき実施していることから、基本的には、従前の取扱いを踏襲したものである。

### 2 単独施術に係る12カ月経過後の取扱いについて

(1) 初療の日から12カ月経過後のはり・きゅう単独施術については、原則、施術効果がないものとして取り扱うものであるが、請求人に対して事前に次の点について指導を行うこと。

- ① 12カ月経過日において、治ゆか否かの判断を行うものであること。
- ② ①の結果、治ゆと判断された場合は、障害（補償）給付の請求に基づき、障害等級に該当する場合は、障害（補償）給付を受給できること。

- ③ 治ゆ後であっても、労働福祉事業として労災はり・きゅう特別援護措置を受け得ること。
- (2) 医師がはり・きゅう施術を必要と認める診断書を交付したうえで、初療の日から12カ月経過後に係る施術について、保険給付の請求が行われた場合には、はり師又はきゅう師に意見書及び症状経過表の提出を求め、更に医師に対し、はり・きゅう施術効果について意見を求めた上で、支給の可否を判断すること。

3 昭和57年5月31日付け補償課長事務連絡第30号の記の2(1)の①、②及び記の3の(2)の①等のはり・きゅう単独施術の取扱いについての施術期間等に係る部分は、改定された第375号通達及び本事務連絡によること。